

王権の継受

——不改常典をめぐつて——

村井康彦

はじめに

- 一 元明天皇即位の詔の分析
- 二 天智天皇の詔
- 三 不改常典の変容
- 四 謙位と皇太子制度

はじめに

この地球上には、過去幾多の王権が出現し、榮枯盛衰を繰り返すなかで、こんにちその殆んどが消滅した。もともと古代社会に発生の要件をもつ王権がその後における歴史的条件の変化に伴ない、存

在の基盤を失ったのは当然の成り行きであろう。そのことは極東の日本に生れた王権＝天皇制においても例外であったとは思えない。しかし日本の王権＝天皇制は、原初的な王権とのつながりはともかく、八世紀に制度的な確立を見てから二十世紀のこんにちに至るまで、さまざまに変容をとげながらも長期にわたって存続し、それがいまなお国家的・社会的な原理として機能している。この事実は、日本の王権＝天皇制の検討が、それ自体の解明にとどまらず、王権の存続を可能にした日本の政治的・社会的な風土、ひろくいって日本文化の構造や特質を明らかにするためにも不可欠の手続きであり、課題であることを教えている。近時盛んとなつた各種日本王権＝天皇制論も、立場のちがいはある、その点では共通する認識に立つているといつてよいであろう。

ところで天皇制の存続に関して看過できないのが、古来権力の掌

握を志向した天皇はいざれも破滅したという歴史的事実である。その典型的が後鳥羽天（上）皇であり、ことに後醍醐天皇であつたことは、あらためて説明するまでもないであろう。承久の乱の背後に、宝剣なくして即位した後鳥羽天皇の、宝剣に象徴される武力への固執をみた丸谷才一氏⁽¹⁾や、後醍醐天皇を異形の王権としてとらえる網野善彦氏の論⁽²⁾が、基本的に承認されるのは、日本の王権＝天皇が、少なくともこの時期には、權力からなれた存在であったという理解が、その前提にあるといつてよい。そして、この考え方を敷衍すれば、權力と權威の分化が日本の王権＝天皇制を存続させる要件であつたということになる。もとより王権における權威と權力の分化は、日本の王権に限られるものではないが、しかし日本の場合、そのことが王権の存続の上で決定的な要因であつたことはたしかである。とくに日本の王権がもつ權威と權力の分化を促したのが鎌倉幕府の成立にはじまる武家の登場であり、しかも看過できないのは、その結果、両者の間に相互補完の関係が生れたことである。この構造は基本的には鎌倉・室町時代はもとより、江戸時代を通じても変わらない。慈円は『愚管抄』のなかで、壇の浦の合戦で三種神器の一つ、宝剣が失われたことをもつて、これは宝剣に代つて武家が天皇の守りになつたことだと指摘し、武家の登場を道理－歴史的必然とみたが、その後における歴史の展開は、慈円の指摘が間違つてはいなかつたことを証明している。たとえば建長元年（一二四九）二月、

閑院内裏が焼亡した時、幕府は早速飛脚を立て、「関東（鎌倉幕府）の沙汰」として造進することを申し出、二年後にそれを果したという事実（『平戸記』）があるが、こうしたことが先例となつてその後室町幕府や信長・秀吉といった天下一統者、そして徳川幕府に至るまで、引き継がれる。信長の上洛以後における京都御所の造営の歴史を辿れば、そのことは明らかであろう。われわれは、天皇＝公家の基盤を侵したのも武家なら、それを支えたのもまた武家であったという事実を確認しておく必要がある。比喩的にいえば日本の王権＝天皇制を支えたのは源頼朝であり、それにはじまる武家であつた王権の否定者として登場したかに見える武家が、この国ではなぜ王権の擁護者となつたのか、そのメカニズムを解明することなしには、日本の王権＝天皇制はもとより、日本の社会の構造を明らかにすることはできないであろう。その意味で王権＝天皇制を存続させた根源は中世に存しており、その検討が不可欠であるというのが、私の認識である。

しかし、そうした王権＝天皇制の特徴が、中世になつてにわかに現われたとも思えない。權威と權力の分化は、すでに古代の王権のなかに萌芽していたとみるべきである。それはいつか。少なくとも天智・天武天皇の時代ではないであろう。わが國古代の天皇は決して不執政ではない。權威と權力の保持者であつた。貴族を議政官に任命し、かれらによる公卿合議制が天皇権を制約するのは、平安期

に隣ってからのことである。

古代王権における権威と権力の分化の契機は、天皇が生存中に王権を譲り、太上天皇（上皇）になるという王権継承の慣習——譲位に求められる。もっともこの譲位とて、わが國独自のものというわけではないが、多くの民族にあっては、王権＝王朝の交替をもたらしたのが、王の死か篡奪者の登場にあり、生存中に王権の継承を行なう方法が政治構造の核心にまでなることはなかつた。

この譲位は、古い伝承の時代はともかく、本格的には持統十一年（六九七）、孫の珂瑠皇子を位に即け（文武天皇）、共治したという持統女帝にはじまる。しばしば中継ぎ天皇と称される女帝の時に譲位がはじまっているのは意味深いが、この譲位の慣例化が、王権を天皇と上皇という二本立て、二重構造にした。その意味で私は、この譲位という政治的な知恵を見出した時、王権の日本の構造の基礎がつくられ、中国の皇帝制と異なる天皇制が生れたといつても過言ではないと思う。すなわち天皇は国之神を奉祭し、宮廷行事の主宰者となるが、上皇はそうした建前の世界から逸脱し、法制に拘らず、恣意ともみられるような、本音の世界に振舞うことも許される。院政期における造寺造仏、あるいは度々にのぼる社寺参詣なども、天皇ではなく、すべて上皇の行なうところであった。上皇には法的な制裁はもとより道義的な責任も追求されることがない。こうして権力のもう攻撃的な性格や危険な要素が、上皇を通して発散・放電

された。そうした意味での王権の二重構造が、王権＝天皇制をいわば柔構造にしたと見るわけである。

このようにみてくると、権威と権力の分化と相互補完関係の源流としての譲位がはじまる前後の政治状況を検討する必要があるが、そのことに深く関わるのが、いわゆる「不改常典」である。天智天皇の定めたという不改常典とは、あらためて取上げるように、元明天皇の即位の詔にはじめて見えるもので、王権の継承に関わるならかの法と考えられるものであるが、私のみるところ持統女帝の譲位と密接な関係があつた。

この不改常典については、江戸時代の本居宣長以来、多くの研究者が取上げて来たにも拘らず、いまだ帰するところを知らない。⁽³⁾もつとも、細部の意見としてはあらかた出尽している感さえあるが、一長一短、部分的には同調できても、最終的にはどの説にも従えない、というのが実感である。しかも私にいわせれば、その一方で肝心の不改常典の語をふくむ元明天皇即位の詔が、これまで全体として検討されたということがない。これは不思議という他はない。

そこで以下本稿では、日本王権＝天皇制の特質をさぐる作業の一環として、不改常典の検討を通じて王権の継承に関わる諸問題——譲位・嫡系相承・女帝・皇太子など——を考え、確立期における日本王権＝天皇制の実態と特質を明らかにしたいと思う。

一 元明天皇即位の詔の分析

(1) 詔の構成

いわゆる「不改常典」とは、元明天皇が慶雲四年（七〇七）七月に即位した時の、宣命体で書かれた詔にはじめて登場する言葉である。

詳しく述べば、「天地と共に長く、日月と共に遠く、改るまじき常の典と立て賜ひ、敷賜へる法」、それを略して「不改常典」と称しているわけで、以下本稿でもこの略称を用いることにする。

これより先き、故草壁皇子妃阿閌皇后女（元明）は、同年六月二十日、すなわち子の文武天皇が崩御した九日後、藤原宮の東棲に八省卿・五衛府督らを召して詔を下し、文武天皇の「遺詔」によつて「万機を摂る」旨を表明したあと、七月十七日大極殿で即位した。

問題の詔はその時のものであり、いわゆる不改常典論が、この元明天皇即位の詔のなかに所見する「不改常典」をめぐる議論であることはいうまでもない。

しかしこまでの議論は、不改常典に關わる部分を取り上げるに急で、詔を全体として把え、そのなかで不改常典を理解するという観角を欠くものが少なくない。詔全体の文脈のなかで把握することなしに不改常典の意味を汲み取るてだてはないはずである。そこで本稿では、まず元明天皇即位の詔の全体的検討からはじめ、この言葉

をふくむ史料——いざれも詔であるが——のすべてに及びたいと思う。右の理由から、いささか長文に亘るが、最初に元明即位の詔の全文を掲げる。なお本文は一連の文章であるが、形式（いざれも「衆聞宣」で終る）と内容から四つの部分（1）～（4）に分けられるので、あとの論のためにもそのことを明示した。

(1)

天皇即位於大殿詔曰現神八洲御宇倭根子天皇丁酉八月爾此食国天下之業乎日並所知皇太子之嫡子今御宇豆留天皇授賜而並坐而此天下平賜比諸賜絞是者ハ閼母威岐近江大津宮御宇大倭根子天皇乃与二天地共長与日月共遠不改常典止立賜比敷賜爾留法乎受被賜坐而行賜事止衆受被賜而恐美仕奉利豆羅久止詔命乎衆聞宣

(2)

如是仕奉侍爾去年十一月爾威加母我王朕子天皇乃詔豆羅久朕御身勞坐故暇間得而御病欲治此乃天豆日嗣之位者大命爾坐世大坐坐而治可賜止讓賜命乎受被賜坐而答曰豆羅久朕者不堪止

(3) 辞白而、受不レ坐在間、遍多久日而讓賜、傍婆、勞美威美、今年六月十五日而、詔命者受賜止白奈賀羅、此重位爾坐事乎奈母、天地心乎勞羨重美、畏坐左久止詔命衆聞宣、

(4) 故是以親王始而、王臣百官人等乃、淨明心、以前、弥務爾弥結爾、阿奈奈比奉輔佐奉、奉事爾依而志、此食國天下之政事者、平長將在止奈母、又天地之共、長遠不改常典、立賜留食國法母、傾事無久勤事无、渡將去止奈母所念行左久止詔命衆聞宣、

トホスメロギノミヨハジメテ
遠祖御世乎始而天皇御世、アマツヒシゼトクタミ、クラニマシテ
此食國天下乎、ナカクヒテクマツコハ、ヨクタクミラタ
撫賜比慈賜事者、辞立不レ在、人祖乃意
能智弱兒乎養治事乃如久、治賜比慈賜來業止奈母、隨
神所急行須、是以先豆先豆天下公民之上平慈賜久、大
赦天下、自慶雲四年七月十七日爽、以前大罪以下、罪無
輕重、已發覺未發覺、咸赦二除之、其八虐之内ニシ
及強盜窃盜、常赦不免者、並不在于赦例、前後流人非反逆
縁坐、及移鄉者、並宜放還、亡命山澤、挾藏軍器、百日不レ
首復、罪如初、給侍高年百歲以上、賜二糲二斛、九十以
上一斛五斗、八十以上一斛、八位以上、級別加布一端、五

位以上不レ在此例、僧尼准八位以上、各施初布、賑恤、髓募
惄独不能自存者、人別賜糲一斛、京師、畿内、及大宰所部、
諸国今年調、天下諸國今年田租復、賜久止詔天皇大命乎、
衆聞宣、

先ずそれぞれを要約すれば以下のとくになる。

- (1) 持統から文武への譲位は「不改常典」に叶うものであったこと、
- (2) 元明への譲位は、文武の意志によるものであったこと、
- (3) 元明の即位は、「不改常典」と定められた「食國法」を伝えるためであること、

(4) 即位に当たり行なう大赦について、

である。このうち(4)は即位の詔にはつきものであるが、当面の問題には関わりがないので以下の論述からは除外しよう。

ここでもう少し詳しく詔の内容をみておく。

(1) は、「藤原宮御宇倭根子天皇」とこと持統天皇は「食國天下之業」である皇位を、「日並所知皇太子」とこと草壁皇子の嫡子である「今御宇豆留天皇」、すなわち文武天皇に授け、「並坐」して共治したが、これは「近江大津宮御宇大倭根子天皇」とて天智天皇が、「天下と共に長く、日月と共に遠く、改るまじき常の典と立て賜ひ敷き賜へる法」——いわゆる「不改常典」を受けて行なつたことと理解して仕えて来た、というもの。素直に理解すれば、皇位継承において

て、持続が文武に譲位し共治したのが不改常典によることを述べたもので、それ以外の解釈はまずありえない。

(2)は、去年十一月に私の子、文武が、自分は病弱なので暇を得て

病を治療したい、ついては皇位を私に譲りたいと申されたが、私はその任でないと辞退して来た。しかしそのことが度々に及んだので、今年六月十五日——じつは文武崩御の日であるが——詔命に従い、重任を受け継ぐことになった、というもので、元明即位の経緯を述べたもの。

(3)そこで、即位した元明は、親王王臣百官人らの協力によって天下の政事を永遠のものにしたい、また「不改常典と立賜へる食国法」も伝えたい、といい、即位に当つての決意、施政方針を述べたもの。

(2) 二つの「不改常典」

さて、この詔には「不改常典」の語が二ヶ所——(1)および(3)に所見するが、これを元明の即位を正当化するために持ち出された論拠——事実と見るか虚構と見るかの別はあっても——とする点では、ほとんどの説が一致する⁽³⁾。その理由は、元明の即位が異例中の異例であったという理解に基づいている。

元明の即位が異例であったというのは、さし当たり、次の二点による。

(1)この皇位繼承は子から母へと伝えられており、先例がない。

(2)従来の女帝は先帝の皇后であつたが、元明は皇后（皇太子故草壁皇子の妃ではあつたが）になつていらない。

そこから多くの論者は、この異例の即位を実現するに当り、予想される反対を抑えるために不改常典を持ち出したのだとするわけである。即位の詔に所見する以上、その即位の論拠とされているとみるのは自然の理解であるが、果してそうであるうか。第一私には、諸説がいうように元明の即位がそれほど異例であつたとは思えない。ちなみに異例の理由とされる女帝が先帝の皇后であつたという点についていえば、前皇太子妃であつた元明よりも、独身であつた次の元正天皇の方がむしろ問題となるべきものであるが、元正即位の詔には「不改常典」は出てこない。つまり元明から元正への譲位については不改常典が論拠とはされていないのである。元正の即位も別に問題はなかつたからである。

元明（元正をふくめてもよい）の即位は異例どころか、さして問題にもされていなかつたことは、元明即位の詔を素直に読めば明らかで、多少の経緯はあつたものの、文武天皇の「遺詔」に従つて即位したと述べているにすぎない。それがなぜ異例中の異例とまでいわれるようになつたのか。これには多分、女帝は前皇后であつたとする通説や皇位の継承は世代の新しい方向へ移るべきもの、とするような常識が影響しているにちがいない。この点については、あら

ためて言及するが、私は不改常典を、元明の即位のために持ち出された論理とする見方から、ひとまず解放することが、これ以後の論の展開のためにも不可欠であるといっておきたい。

元明の即位は異例ではないが、しかし即位の詔は、通常の詔に比して異例であり、特殊な部分があくまでもいた。というのは、通常の即位の詔——といつても即位の詔が知られるのは文武の時（『続日本紀』）からであるが——では、先きの(2)、すなわち前天皇との間の皇位の授受に関する部分からはじまるのが普通である。即位の詔である以上、それが当然のことであろう。

ところが元明の詔では、それ(2)の前に(1)の部分、すなわち皇位が持統から文武へ譲られ共治したことが述べられている。元明の即位（文武→元明）というのに、なぜ前代の授受（持統→文武）のことが引き合いに出されているのか。それが冒頭に置かれているだけに相応の理由があつたとしなければならないであろう。すでに予感されるように、この辺りに、この詔のもつ問題点、謎がひめられているといえそうである。

(3) 即位の年齢

これを解く鍵は、(3)の部分に所見するもう一つの「不改常典」にある。

もつとも(3)は元明の施政方針を述べた部分であり、即位の詔（統

日本紀 文武元年八月十七日条）としては事新しい内容ではない。文武即位の詔では「天皇朝廷の敷きたまひ行なひたまへる國法」（国を治める法）とみえる部分に当るもので、それがここでは「食國法」とあり、のちの時代には単に「國法」「法」で通用するようになる。ところが元明即位詔で留意されるのは、その「食國法」が「不改常典」として立てられたものであり、それを承く伝えて行くのが自分の責務であるとしていることにある。つまりここでは、一般には抽象的、観念的な内容のものであつたと推定される食國法、國法に、「不改常典」としての意味づけがなされているわけで、これは「不改常典としての食國法」の遵守が元明の役割、すなわち即位の目的であること、したがつてそれを表明することに、元明即位の詔の意図するところがあつたことを思わせる。しかしその真意は、ここではなお明らかではない。

この詔の真意は、靈龜元年（七一五）九月二日、元明が氷高内親王（元正）へ譲位するに際して下した詔——譲位の詔で果然明らかとなる。すなわち元明はこの日公卿百寮に對して詔を下し、そのなかで、

以_ニ此神器_ニ欲_ニ讓_ニ皇太子_{（首皇子）}而年齒幼稚、未_ニ離_ニ深富、庶務多端、一日万機、

と述べ、氷高への譲位の目的が、じつは皇太子首皇子への皇位継承にあつたことを表明しているからである。元明譲位→元正即位がそ

うであるならば、おのずから元明自身の即位も、首皇子への皇位繼承のためであったということになろう。

ところが、すでに見て来たように、元明即位の詔には、そのような気配すらない。この譲位の詔の明快さに比して、即位の詔の表現はじつに曖昧といわねばならない。首皇子への皇位繼承を、何故そうまくしてカモフラージュしなければならなかつたのであらうか。

それは、首皇子への皇位繼承には幾多の困難な条件があり、その時点で即位できるという確証はどこにもなかつたからである。その理由の第一は、首皇子が（立太子するにも即位するにも）幼少すぎたことであり、第二は、父文武が在世（位）中に首皇子を立太子することなく没した（七〇七年）ことである。あまつさえ新田部・舎人親王など、天武の諸皇子がなお存在していたとすれば、首皇子の立場はむしろ不利でさえあつた。ただひとつ、首皇子が他の皇子に越えるものがあるとすれば、文武の嫡子という点だけであつたといつてよいであろう。

神武	（立太子） （15歳で） 即位(52)
綏安懿孝	靖寧德昭安靈元化神仁行務哀神德中正恭康略寧宗賢烈体閑化明達峻古明極德明智文武統武明正武謙仁德仁
開崇垂景成仲応仁履反允安雄清顯仁武繼安宣欽敏用崇推舒皇孝齊天弘天持文元元聖孝淳称光	即位(29)
即位(44)	即位(32)
即位(36)	即位(53)
即位(60)	即位(51)
即位(52)	即位(41)
即位(84)	即位(48)
即位(84)	即位(71)
即位(57)	即位(82)
即位(71)	即位(71)
即位(53)	即位(39)
即位(37)	即位(36)
即位(40)	即位(40)
即位(10)	即位(58)
即位(66)	即位(66)
即位(69)	即位(31)
即位(35)	即位(46)
即位(45)	即位(45)
即位(37)	即位(39)
即位(49)*	即位(49)*
重祚(62)**	即位(62)**
即位(43)	即位(23)
即位(46)	即位(46)
即位(15)	即位(15)
即位(47)	即位(47)
即位(36)	即位(36)
即位(24)	即位(24)
即位(32)*	即位(32)*
即位(26)	即位(26)
重祚(47)**	重祚(47)**
仁	即位(62)

このうち年齢の問題については、まず立太子の場合、これまでの慣習では十歳未満で立太子した例は殆んどなかつた。じつは元明の即位當時、七歳であった首皇子が立太子したのは、それから七年後、十四歳になつてからである。ところがその翌年、首皇子（十五歳）の即位は見送られ、叔母の元正天皇が元明より譲られて即位する。先きにあげた元明譲位の詔にあるように、これも皇太子首皇子の「年齒幼稚」によるものである。

つぎに天皇の即位年齢については、奈良朝時代以前の天皇について一覧表を掲げたが、文武以前（弘文については後述）では、武烈が十歳、安寧が二十九歳で即位しているのを除いて、すべて三十歳前を除いても、即位年齢が三十歳以上であつたというのは、これが不文律として存在していたことを思わせるに十分である。天皇の年齢は即位の要件であつたとみなければならない。これは大王・天皇が諸侯族を統括して執政する以上、一定の年齢に達していることが

〔日本書紀〕〔続日本紀〕による。()内
は即位時の年齢。

不可欠の条件だったからである。ところが從来の不改常典論においては、元明・元正の言葉のなかに首皇子の「年齒幼稚」とか「^(聖武)美麻斯親王乃齡乃弱爾、荷重被不堪自加止所念坐」と書かれているにもかかわらず、そのことに誰一人として言及していないのは不思議という他はない。そしてこれもまた不改常典論を迷路に追いやる一因になっている。

(4) 文武天皇の即位と不改常典

さて首皇子（聖武）の即位に年齢のことがこれほどまで関係したとなれば、遡つて、十五歳で即位した文武天皇の場合こそ、異例中の異例であったといわねばならないし、その文武（珂瑠皇子）の若年即位が実現した事情を検討する必要があろう。

珂瑠皇子の即位も無条件で実現したのではなかった。それどころか極めて困難な状況にあった。

だいいち珂瑠皇子は天武の嫡孫とはいえ、父草壁皇子は、皇太子にはなつたものの、皇位にはつかなかつたし、すでに亡くなつてもいた（六八九年）。しかも珂瑠皇子の周辺には、高市皇子をはじめ、皇位繼承者の資格を有する年長の刑部や穗積・舍人親王など数多く、の天武諸皇子がいた。かれらの次の世代に属する珂瑠皇子に有利な条件などほとんどなかつたというのが実情である。かつて、大友皇子は天智の嫡子とはいがたかつたが、天智朝では最年長者であつ

たとみられる。しかし珂瑠皇子は、おそらく最年少であつたのではなかろうか。『懷風藻』葛野王伝に收める、高市皇子が没した（六九年）あと、持統が日嗣の決定を王公卿士に審議させたところ、「時に群臣、各々私好をはさみ、衆議紛糾」であつたという話は有名であるが、これなども、珂瑠皇子が決して卓越した存在ではなかつたことを物語るものであろう。もつともこのあと一転して珂瑠皇子が浮上するのであるが、それについてはのちにあれよう。

こうした条件の下で、持統はどのように対処したのであるうか。

その一は、珂瑠皇子をとりあえず皇太子に立て（六九七年）、皇位繼承者としての資格と地位の確立をはかつたことである。これには、草壁皇子が二十歳で皇太子に立てられながら（六八一年）、五年後、父天武の死に当つても即位のことなく、母が称制、皇太子のまま八年後に没したという苦い事実が教訓となつたはずである。すなわち、(1)草壁皇子は即位はしなかつたが、皇太子であり、皇位繼承者であつたことを強調する一方、(2)珂瑠皇子も草壁皇子と同様皇太子に立て、その上で、皇太子に皇位繼承者としての地位や資格を法的に認める方向で、皇太子制度の整備をはかること、であつた。後者については最終章であらためて論するが、この時期が皇太子制度の一画期となつていることに留意しておきたい。

このことに関連して、元明即位の詔に珂瑠皇子が草壁皇子の嫡子であることを強調した点についてふれておきたい。元明即位の詔の

(1)に、珂瑠皇子を「日並所知皇太子（草壁）之嫡子」と表記されているのがそれである。皇位継承を兄弟間よりも父子間（直系）に、直系のなかでは嫡子に、というのが中国的な観念・制度であり、それがまた自然の情愛というものでもあつたろうが、日本では必ずしも社会通念となっていたわけではないし、制度化もされていなかつた。それがこの場面でもち出されたのは、あとに述べるように、首皇子の即位を実現するため嫡系相承を強調する必要から、珂瑠が草壁の嫡子であることを、その先例に仕立てたという性格がつよく、

持続女帝の文武への譲位において、必ずしも決定的な条件とされたわけではない。

もつとも、珂瑠への皇位継承については、やはり先の『懷風藻』葛野王伝に収めるエピソードが重要である。すなわち議論が紛糾して定まらなかつた時、葛野王がこういったというのである。

我國家為法也、神代以来、子孫相承、以襲天位、若兄弟相及、則乱從此興、仰論天心、誰能敢測、然以人事推之、聖嗣自然定矣、此外誰敢聞然乎。

天位は子孫相承さるべきで、兄弟相承は乱のおこる基である、だとすれば皇嗣は決つているようなものだ、といって、暗に珂瑠皇子を推したというもの。ここにいう子孫相承とは必ずしも嫡子相承とは限らないが、天武→持続→草壁→珂瑠という嫡系関係が重視されたことを示すものであろう。それが神代以来の慣わしというのも

正しくないし、そのあと発言しようとして葛野王に制止された元削皇子のように、異論をもつものもいたのだが、結局は珂瑠皇子の立太子が定められたというのである。

この逸話は多分史実であろう。しかも葛野王の発言に重みがあるのは、この葛野王こそ、かの大友皇子の嫡子であつたことにある。それが自発的なものか否かはともかく、持続の意を汲んでの発言であつたとみてよいであろう。かつては敵対者であった立場の人物によるこの保証は、二重の意味で効力をもつたにちがいない。

その二が、かくして立太子の半年後、年少であるという不利を開するために、みずからは「譲位」したあと、珂瑠皇子（文武）と

「共治」するという形をとることで、群臣の合意を取りつけたことである。いかに草壁皇子の嫡子であり、皇太子であつても、年少（十五歳）であるという障害を越えるためには、これを後見しつつ「共治」するという形以外には考えられなかつたと思う。さもなければ、今後なお十余年を待たなければならない。それは立太子しながら八年後に没した草壁皇子の二の舞となるおそれが多くにあつたがなかつた（譲位後五年後に没）。そこから考え出されたのが、譲位して年少天皇を後見（つまり共治）するという体制であつた。それはこの時期考えうる唯一の手段ではなかつたろうか。こうして持続女帝の時、はじめて譲位による王権継受の方式が察出されたので

ある。文武の即位詔には、こうした事情は一切述べられてはおらず、

不改常典に従つたとも記されないが、元明即位詔の(1)にみたように、天智の定めた不改常典が趣とされたとみてよいであろう。それについてはあらためて述べる。

さて、以上論じ來たつて明らかとなることは、皇位繼承における文武（珊瑚皇子）と聖武（首皇子）の置かれた立場・状況の類似性であり、少異を捨象すれば両者はほとんど酷似しているといつてよい。この対応関係に気づくならば、元明の即位の詔には明示されなかつたものの、元正への譲位の詔ではじめて姿をみせた首皇子の皇位繼承——それに向けて元明・元正の即位があつたこと、また首皇子の即位の論拠として持ち出された(3)の不改常典の先例が、(1)の不改常典による持統から文武への皇位繼承であつたことの意味もおのずから明らかとなろう。元明即位の詔に、一見無関係とも思えるこの(1)の事実、すなわち持統から文武への繼承のことが書かれた理由である。したがつて元明の詔に不改常典の語が二度（3）と（1）出てくるが、この両者は密接に対応し合つてゐるのである。その意味で元明即位の詔は、曖昧なよさに見えて、じつは緊密な論理構成をもつ恐るべき政治的文章であつたといつても過言ではない。

その元明即位の詔に所見する不改常典については、引続きその実体を追究しなければならない。

二 天智天皇の詔

——原不改常典

天智天皇の定めたという「不改常典」とはなんであつたのか。実

体のあるものか、それとも天智の名を借りただけのものだつたのか。結論を先きにいえば北山茂夫氏⁽⁶⁾や長山泰孝氏⁽⁷⁾の指摘した天智天皇の詔（ただし両氏の説は微妙に異なる）、すなわち天智が危篤に陥つた時、天智の詔を奉り、大友皇子と近江朝の五大官が誓盟を交わしたという、その詔のことであると考える。したがつて私は不改常典を、少なくとも天智に仮託した実体のないものという説は採らない。問題の詔が登場するのは、壬申の乱の前史として周知の事実であるが、大海人皇子が皇太弟の地位を捨てて出家し、近江を離れて吉野へ入つてから約一ヶ月後、天智十年（六七一）十一月のことである（『日本書紀』同月二十三日条）。

大友皇子、在於内裏西殿織仏像前、左大臣蘇我赤兄臣・右大臣臣臣金連・蘇我果安臣・巨勢人臣・紀大人臣侍焉。大友皇子、手執香炉、先起誓盟曰、六人同心、奉天皇詔。若有違者、必被天罰、云々。於是、左大臣蘇我赤兄臣等、手執香炉、隨次而起。泣血誓盟曰、臣等五人、隨於殿下、奉天皇詔、若有違者、四天王打。天神地祇、亦復誅罰。卅三天、証知此事、子孫當絕、家門必亡、云々。

すなわち内裏西殿の織仏像の前で、まず大友皇子が、自分たち六

人は心を一つにして「天皇の詔」を遵守することを誓い、ついで五大官も、「殿下」—大友皇子に随つて「天皇の詔」に違約しないことを誓い合つたというものである。六日後の二十九日条には「五臣奉^ニ大友皇子^ヲ、盟^ニ天皇前^ヲ」とあり、五大官が大友皇子を奉じ、天智の前で誓盟している。「天皇の詔」の内容は詳らかにしないが、少なくとも成文化され、体系化された法といったものではなく、天智天皇の命令として五大官たちに与えられた口勅であり、その内容も、大友皇子を推戴し、これを補佐するように、といったたぐいのものであったことはまず間違いない。後世、瀕死の床にあつた豊臣秀吉が、五大老に嫡男秀頼の将来をたのんだ、伏見城でのシーンとさして異なるものではなかつたろう。違約した場合、「天罰を被らん」（大友皇子の場合）といい、「四天王や天神地祇の罰をうけ、子孫絶え家滅ぶであろう」（五大官の場合）といった文言が、その切実さをうかがわせる。翌二十四日、近江宮が焼けた（『日本書紀』）というのも、折が折だけにたんなる失火とは思えない。

それはともかく、こうした天智天皇の措置が、皇太弟大海人皇子をしりぞけ、大友皇子を皇儲にすえるための苦肉の策であつたことはいうまでもない。これまでこの件に関しては、大友皇子が伊賀采女宅子という卑母の所生であることが障害であつた、というふうに理解されてきた。しかしそれだけが問題であつたのではない。大友皇子の皇位繼承には、もっと大きな障害があつたからである。

それは大友が当時なお二十三歳でしかなかつたという年齢の問題である。即位の年齢については以前掲げた一覽表からもわかるようである。即位の慣例からすれば、三十歳でもなお年少と考えられていた。その点、大友を皇位に即けるためには、なお十年の歳月が必要ということになる。天智が苦慮したのはまさにその点であり、そのためにとられた緊急措置が、五大官による年少天皇の後見^ヲ共治体制の実現というものではなかつたろうか。蘇我氏^ヲが一人、その他中臣・巨勢・紀氏といった五大官の顔ぶれは、天智の旧豪族との妥協を感じさせるが、大海人皇子を退けた以上、かれらの合意を得て共治体制を確立する以外に有効な手だてはなかつたろうし、逆に共治という妥協こそが、年少天皇^ヲ大友皇子の即位を実現するための唯一の道であったと思われる。大友自身を含め、五大官に執拗なまで誓盟を求めているところに、事態の深刻さが示されている。

ちなみに壬申の乱の中、大海人皇子は、当時、十九歳の男、高市皇子に対しても、「其近江朝、左右大臣、及智謀群臣、共定^シ議。今朕無^ニ与^ク計^シ事者^ヲ。唯有^ニ幼少孺^ニ子耳。奈之何」（『日本書紀』天武元年六月二十七日条）と語つたというが、この言葉にも近江朝における五大官ら重臣の役割が示されているようで興味深い。もちろんこれは高市皇子の士気を昂めるための言葉で、多少の誇張はあるにせよ、大友皇子（即位して弘文天皇）を中心とする共治体制がとられ

ていたことは事実とみて間違いないであろう。

これがいうところの天智天皇の立てた「不改常典」であった。くり返すことになるが、特別の体系をもつ整備された法というのではない。その原形は口授であり、趣旨は明確であるが、その内容は流動する事態そのものであったといつてよい。つまり「不改常典」は、これを受けとり、あるいは利用する者の立場によって、さまざまに変容しうるもの——可変的な存在であったということに留意しておく必要がある。

そのことに関連するものとして、不改常典という呼称の問題があるが、右のような内容をもつ「天智の詔」が最初から「不改常典」と呼ばれたのではないと考える。ただこの表現——詳しくいえば「天地と共に長く、日月と共に遠く、改るまじき常の典と、立て賜ひ、敷き賜へる法」は、大友皇子と五大官が仏前や天皇の前で誓い合った、その誓約の重みとか、そこにこめた天智の思いを汲めば、まさしく永遠に改むべからざる法でなければならなかつたし、そのことは、この詔＝法を利用しようとする者にとっては、なおさらであつたろう。その意味で不改常典は、それ以外には考えられない適切な表現というべきである。

しかしこの呼称は天智やその周辺の当事者の間で使われたものではなく、その後に生れたものと考えられる。じじつこの不改常典の語は、持統→文武の皇位繼承において、文武の即位の詔には所見し

ない（同じことを述べた元明即位の詔の(1)には所見する）ことを重視すれば、その段階では生れておらず、やはり元明即位の詔の段階ではじめて考察されたものであろう。その意味で「天智の詔」は原「不改常典」と呼ぶこともできよう。

こうして、「天智天皇の詔」＝原「不改常典」によつて皇位繼承上の慣例が破られ、大友皇子を奉戴する近江朝が出現したことは、皇位繼承の上できわめて重要な意味をもつ。それは、天皇の意志に基づいて定められた後継者は、たとえ年少であつても後見＝共治体制をとることで即位出来るという、新しい王權授受の形態がつくり出されたことを意味するからである。しかし、これをもつて嫡系相承の原理が打ち出されたとはいえない。大友皇子は天智天皇の直系ではあつても嫡系の皇子＝嫡妻（倭姫）の所生ではない。

ところで天智天皇が大友皇子への皇位繼承を考えるようになった契機は、天智八年（六六九）十月の藤原鎌足の死にあつたとみて、まず間違いない。鎌足が没して一年有余ののち、天智十年正月、大友を太政大臣にするとともに五大官（左大臣蘇我赤兄・右大臣中臣金・御史大夫蘇我果安・臣勢人・紀大人）を任じているのが、その最初の意思表明であつたと思われるからである。そしてこの措置には皇太弟大海人を抑えるねらいがあつたといつてよい。しかもその年九月に発病し、三ヶ月で死に瀕するという思いがけない事態の急変のなかで、天智に残された最後の課題は、大友への皇位繼承と、

その立場の安定化であった。そのためには何よりも豪族たちの合意が必要であった。

大友皇子の即位に因連して、いま一つ留意されるのが、皇位繼承権を放棄した際にいたという大海人の言葉である。

すなわち『日本書紀』天武即位前紀によれば、死を目前にした天智が皇太弟の大海人を呼び、皇位を授けようとしたところ、天智の心を見抜いた大海人は、「願陛下拳天下付皇后、仍立大友皇子、宣為儲君」と答えたという（天智十年十月十七日条には「請奉洪業、付屬大后、令大友王、奉宣諸政上」とある）。つまり大海人の意見は、大友に皇位を譲りたいのなら、まず皇后（倭姫）を即位させ、その上で大友を立太子させたらい、というもので、大友の皇位繼承のためには立太子が必要であり、その実現には女帝の即位（この場合は皇后）が必要であることを指摘したものである。

これはどういう意味かといえば、当然皇太子になり得る立場の皇子が、何らかの理由で立太子出来なかつた場合、その母を女帝として即位させた上、立太子を実現したケースが多かつたことをいう。倭姫は大友の実母ではないが、形式的ながら母子関係にあつたわけで、大海人の指摘は的確であつたといつてよいであろう。むろん天智がこうした慣習を知らなかつたはずはない。そこから皇后倭姫が即位もしくは称制したか否かの議論が生ずるところであるが、「天

智の詔」が、先にみたような緊迫した事態の中で発せられたことを考えると、皇后の即位ないし称制が行なわれたとは思えない。むしろ天智は、そうした手続きや慣習といったものを意図的に排除し、一挙に大友即位の実現を図つたと思われる。記録（『古事記』『日本書紀』）には見えないが、大友即位は実現した可能性が高い。

というのも、たとえ大友皇子が立太子し、後継者に定められたとしても、その後大友が即位出来るという保証はなかつたからである。大海人皇子の場合、立太子の時期は明確でないが、中大兄皇子（天智）の即位（六六八年）以後のこととすれば、四年來、皇太弟の地位にありながら、その地位を捨てねばならなかつたことになる。この時期における皇太子（弟）の地位は、とくに先帝が崩じた場合など、きわめて不安定なものでしかなかつたのである。したがつて大海人の先の提言は、慣例をふまえた上でのものではあるが、そうした事態を見透かし、天智の弱味を衝いた一矢であつたといつてよい。一方、それを百も承知の天智は、あえて「詔」を五大官に下し、後見という新体制の下で大友への王権授受を実現しようとしたのであつた。天智は最短コースでわが子の即位の実現を図つたわけである。しかしひとたび壬申の乱が起こるや、五大官は分裂し、共治体制の脆弱さを露呈する。天智はそのこともまた、予見していたのではないか。そしてまた、その恐しさをもつとも痛感したのが、天武であり持続であつたはずである。のちに持続が十五歳の孫・文武の即位

を実現するために、みずからが上皇として共治するという、ミウチ的な後見体制を打ち出したのも、そうした先例に学んだ智恵であつたに違いない。

ともあれ、即位における年齢問題は、天皇が権威と権力を合わせもつ存在である以上、避けて通れないものであつた。

三 不改常典の変容

(1) 元正天皇即位の背景

元明即位の詔に所（初）見する不改常典の検討を続けるなかで、

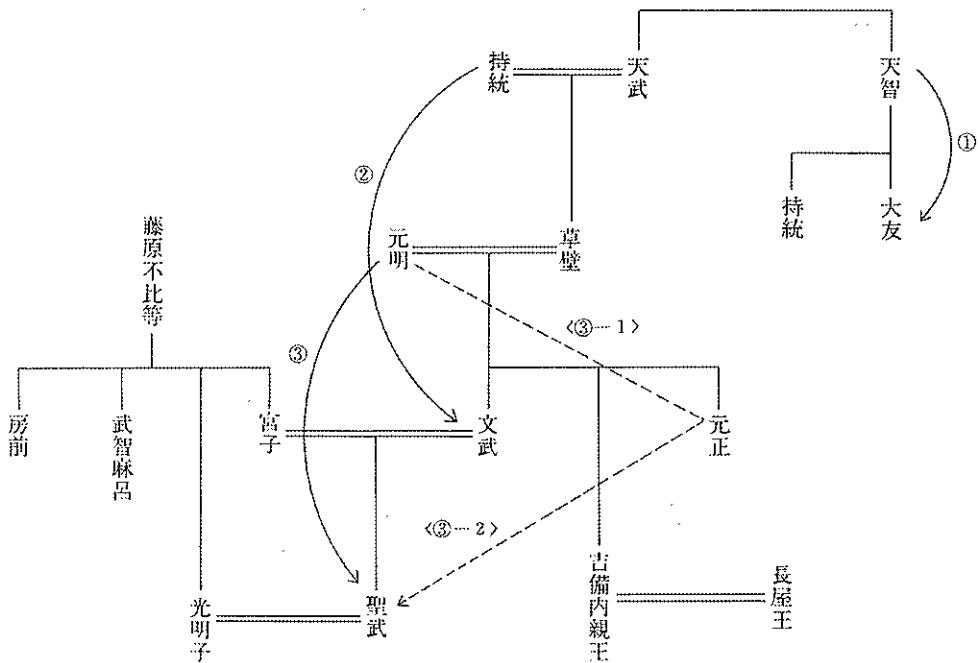
それが元明自身の即位のためではなく、文武の嫡孫、首皇子の皇位繼承を実現するための拠とされたものであつたこと、その論拠が、遡つて持統から文武、さらに天智から大友への繼承という事実に求められたこと、などを見て來た。年齢が皇位繼承上、重要な条件であつたことも知つた。元明の即位した時、首皇子は七歳、その元明の譲りを受けて氷高内親王（元正天皇）が即位したのも、首皇子が十五歳という年齢幼稚のためであつたと見られる。

しかし、元明の即位はともかく、元明譲位+元正即位の場合は、首皇子の年齢だけでは片付かない問題があつたように思われる。すなわちその一は、元明の即位詔に見られた不改常典の譲が、元正即位の詔に出て来ないこと、その二は、元明即位の意図が持統から文

武への繼承にならない、孫首皇子の即位実現にあるのなら、珊瑚皇子（文武）と同じ年齢（十五歳）となり、しかもその前年に立太子しておいた首皇子に譲位し、その即位を実現することが可能であつたと思われるのに、實際には元正が即位し、首皇子（聖武）の即位が見送られていること、である。この二つは相互に関連しているが、前者についていえば、元正の即位は元明の即位の意図をそのまま受けついだものであつたため、あえて不改常典を打ち出す必要がなかつたと考える。もちろん元明の即位が格別異例でなかつたように、その譲りを受けた元正の場合も皇位繼承の上ではまったく問題はなかつた。

問題は後者である。これは、なぜ元明は第二の持統にならなかつたのか、というふうにいいかえてもよい。年齢が低いのなら、譲位した元明が即位した首皇子を後見し、共治する体制をとればよい。そしてそれこそが不改常典が持ち出された主旨ではなかつたか。まったく同じ条件がととのつたのに、なぜ元明はその実現に向わなかつたのか。

早急な実現ではなく持久策をとつたのは、そうすることで後見者の若返りを図つたものではないか。譲位した時元明はすでに五十五歳だった。この前後、元明には決断が求められていたと見てよい。それは、譲位して首皇子を即位させるとしても、後見のために残された時間は長くはないであろうこと、そうなつた場合に起つて得る、



「不改常典」の適用状況 ③は、実際には③—1→③—2と展開

首皇子に対する母方、藤原氏の立場の強化をどう防ぐか、である。元明のもつた皇親意識のつきについて、ここでは詳しく論じられないが、その元明のとった打開策が、女の永高内親王（元正）に譲位し、自分の立場の継続を図るというものではなかつたろうか。元正即位の翌年、藤原房前を参議にしているのも、藤原氏のなかでは皇親派であった房前をとり込み、嫡男武智麻呂に対抗させる意図があつたとみられる。⁽⁸⁾ 元明が死の直前、枕頭にこの房前と長屋王を呼んでいるのも、この二人に後事を托したものと思われる。長屋王は元明の女、元正の妹である吉備内親王を妃とした関係もあつて、皇親の柱石であった。この長屋王が文武妃、宮子（不比等の女）の大夫人号問題に密接したことや、光明子皇后に先立ち藤原氏のため謀殺されたことは周知の通りであるが、王の言動は、単に個人的な識見とか性癖というよりは、元明＝元正の期待と委託を受けたものであつたと考へる。最近相ついで発掘された広壯な邸宅跡や夥しい数の木簡から浮び上る長屋王の「権勢」が、その妃吉備内親王の存在と無関係ではないと思われるのも、そうした理解の拠となつてゐる。このようにみてくると、元明のあとを受けた元正は、首皇子の王位に皇位を無事に伝えることだと教えられたとは、次に取上げる首皇子（聖武）即位の詔のなかで元正の語るところであつた。

(2) 聖武天皇即位の詔

元明天皇即位の詔について「不改常典」の語が所出するが、聖武天皇即位の詔である。神亀元年（七二四）二月四日に発せられたものであるが、ここには直接関係のある、元正天皇の言葉を引用した部分を掲げておこう。

此食國天下者、掛畏岐藤原宮廟、天下所知、美麻斯乃父止坐天皇乃、美麻斯爾賜志、天下之業止、詔大命乎、聞食恐、美受賜、懼理坐事乎、衆聞食宣、可久賜時爾、美麻斯親王乃齡乃弱爾、荷重波不堪自加止、所念坐而、皇祖母坐志、掛畏我皇、天皇爾授奉岐、依レ此而是平城大宮爾、現御神止坐面、大八嶋國所知而、靈龜元年爾、此乃天日嗣高御座之業食國天下之政乎、朕爾授賜讓賜而、教賜詔賜都良久、「挂畏、淡海大津宮御、倭根子天皇乃、万世爾不改キ常典止、立賜敷賜爾留隨法」後遂者我子爾、佐太加爾牟俱佐加爾、無過事授賜止、負賜詔賜比志爾依旦、今授賜卒止所念坐間爾、……

すなわちこれを要約すると、

(1) この天下は、文武天皇が汝（首皇子）に賜わるはずのものであつたこと、

(2) しかしその首皇子が年少のため、重大な任務にたえられないと思ひ、朕（元正）の母元明に授けられたこと、

(3) 神亀元年、その元明天皇が朕（元正）に譲位した時、最後には、皇位を「不改常典」に従つて間違なく首皇子に授けるように、と教え命じられたこと、

の三點となろう。元正天皇の詔はこのあと、去年大瑞が表われ、豊年であったのは次の治世のめでたさに対するもので、そこで改元して、皇位を首皇子に授ける、と続くが、つまるところ、その意図は、本来、皇位は文武天皇から首皇子へ授けられるべきものであり(1)、それこそが「不改常典」にかなう行為である(3)、ということを明示する点にあつたといつてよい。

首皇子の即位については、これまで述べて來たように、まず元明即位の詔に「不改常典」を持ち出し、その布石としたものの、意図的に艶化させていた。それが元明譲位の詔ではじめて公表され、首皇子への皇位継承という真意が明らかとなり、さらにここに来て、それは文武天皇から首皇子への皇位継承という形でなされるものであり、それが不改常典に叶うものであるとして、はじめて法的に正当化されたのであった。いかに慎重に事が運ばれているかが知られよう。

しの聖武即位の詔のなかで注目される部分がある。それは、これ

に引用する元明の言葉としてみえるものであるが、首皇子（聖武）のことと「我子」と呼んでいることである。首皇子は元明の孫（元正の甥）であつて子ではない。それをあえて我子と呼んでいる背景には、皇位を文武の嫡子首皇子へ継承するのだという嫡系相承の論理の、いわば事実をこえる昂揚があつたことを思わせる。これはすでに述べた通り、幼少の首皇子の皇位継承には、文武の嫡子ということ以外に切札がなかつたからで、すでにその伏線は、元明の即位の詔で、持統から皇位を譲られた文武が草壁の嫡子であることをことさら強調した時に敷かれていたといつてよい。おそらく元明即位の詔はここまでを見通した上で組み立てられたものであつたろう。

それにしても首皇子を我子と呼ぶ元明の使命感の強さに驚かされるが、それが同じくこの詔にみる、元正に嚴命したという元明の「教え」に他ならない。

というのは、皇位は実際には、文武→元明→元正→聖武へと継承されたわけであるが、それを元明は、文武から聖武へと継承されるのだと述べるのである。したがつてこの論法によれば、自身をふくめ、元明・元正の二女帝は、あくまでもその間をつなぐ仲継ぎ天皇ということになる。元明はそのことをことさら強調し、そうすることで首皇子の即位をなんとしても実現せよ、と元正に教えている。

この元明の教命こそが天智の定めた不改常典の論理であり精神に他

ならなかつた。

(3) 不改常典の「変容」

さて、これまで天智の詔＝不改常典について、(1)天智→大友、(2)持統→文武、(3)文武→聖武、という三つの王権授受のケースを中心と検討して来たが、それぞれの場合で内容が微妙に違つていて、に留意される。すなわち(1)における「天智の詔」が意図したのは、天智の死後における皇位継承と重臣（五大官）による後見共治であった。それが(2)における元明の詔にみる「不改常典」では、持統の譲位と後見共治であり、(3)の聖武の詔にみる「不改常典」では、元明・元正の譲位による嫡系（首皇子）の皇位継承、であった。

しかしこれらに共通するのは、いずれの場合も、皇子が幼少という不利な立場を克服するための論拠としても立ち出されていることがある。その先例となつたのが、(1)天智から大友への継承であつたことはいうまでもない。しかし一言しておかねばならないのは、皇位の継承に関して、「天智の詔」では「譲位」という形態までが考えられていたわけではなかつたし、「嫡系相承」が定められていたとも思えないことである。前者については、先にも述べたように天智は生きている間に大友に譲位したのではない。もし譲位が可能ならば当然実行していたであろう。しかしそれがなされていないのは、年少者への継承に踏み出せなかつたことを物語ついている。つぎに後

者については、大友は天智の長子ではあっても嫡子ではなかつたから、天智が嫡系相承を意図していたとは考えがたい。要するに、年少の皇子に、いわば超法規的に皇位を継承する論理として考案されたのが天智の詔であり、つまりは原不改常典であつたということだ。ところが、不改常典を論拠に行われたあと二つの場合、(2)持統→文武では「譲位」と「共治」という論理が強調され、(3)元明・元正→聖武では「譲位」に「嫡系相承」の論理がもち込まれている。ここでは共治はもち出されない。不改常典の内容はそれぞれ微妙に違つてゐるどころか、実際にはどれひとつ同じではないとさえいえそうである。これは不改常典の内容が変化したのか、それとも、もともと天智の定めた不改常典なるものが虚構の存在であつたことによるものであろうか。

私はそのどちらでもないと考える。すでに見て來たように、いわゆる不改常典の母胎は「天智の詔」であり、不改常典は天智に仮託したものでも虚構でもない。口勅の類であつて体系をもつた法の如きものではないが、さりとて実体のない曖昧模糊としたものではない。それどころか、今までいく度も論じたように、意図や趣旨は明快であった。

「天智の詔」は実体のある法であつたから、それ自体が変化、変容することはありえない。変化した（とみえる）のは、それを利用した側の事情による。第一に、当初存在しなかつた「不改常典」の呼

称がある時期（元明朝）に生れた。「天智の詔」を「原不改常典」と呼ぶ理由である。第二に、その天智の詔＝原不改常典が用いられたのは年少皇子への皇位繼承（持統→文武、元明・元正→聖武）の論拠としてであるが、現実のケースに即してこれを用いる場合、当面の問題を克服するのに都合のよい部分を引き出し、援用したのであって、部分的に変化したり肥大したりするのがむしろ当然というべきである。不改常典とはあくまでも用いる側の理念であつて、その文字にとらわれ最初から不变不改のものとみたところに、従来の不改常典論がしばしば迷路に入り込んだ最大の原因があつたといつてよい。明確な規定をもつてさえ、運用に当つては多様な解釈が生じることを思えば、不改常典を固定的にとらえることがすでに間違つてゐるのである。

つぎに不改常典が、元明の言動からもうかがわれるよう、首皇子（聖武）の即位に向けて最大限に援用されたことはたしかであるが、だからといって、不改常典は聖武の即位が実現したことで役割を終えたとみる理解や、首皇子への皇位繼承を正当化する限定された役割のものであつたとする見方⁽⁹⁾には直ちに賛成できない。不改常典がそのためにつくられた仮託の法であつたというのなら、それが当然の結論であるが、もともと「天智の詔」として実体をもつものであつた以上、もちろん消滅することはなかつたし、必要とあらばいつでも利用できるものとして存在していた。げんに聖武から孝謙

天皇への譲位にもこの不改常典がもち出されている。

すなわち天平勝宝元年（七四九）七月一日、大極殿に即位した際の孝謙天皇の詔のうちにつきのように見える。

平城乃宮御宇之天皇乃詔之久、掛畏近江大津乃宮御宇之天皇乃、不改常典等初賜比定賜都流法隨、斯天日嗣高御座乃業者、御命坐世、伊夜嗣御命聞看止、勅天御命乎畏自物受賜理坐天、食國天下乎惠賜比治賜希間爾、万機密久多久悉天、御身不敢賜有礼、隨法天日嗣高御座乃業者、朕子王授賜止勅

天皇御命乎、親王等王臣等百官人等、天下乃公民衆聞食宣。」これは聖武天皇の言葉を引用したものであるが、例によつて要約すると、

(1) (聖武は)、天智天皇の定めた「不改常典」に従つて皇位を受けよ、といふ平城宮御宇天皇（これは元正天皇とも元明天皇とも解せる）の命を承つて即位し、天下を治めてきた。

(2) しかしその間、体力も衰え政務にたえられなくなってきたので、いまそれを「法のまにまに」朕の子（孝謙）に授けようと思う。ということになる。ところがこの詔では、(1)で聖武の即位が不改常典に従うものであったとしながら、(2)では、孝謙への譲位について、「隨法」（法のまにまに）とあるだけで不改常典の文字が見えない。

そこから、この「法」と「不改常典」との関連を否定する見方が多い。しかし「法のまにまに」授けられた孝謙への譲位は、文脈上そ

の前文の「近江大津宮に御宇し天皇の不改常典と初め賜ひ定め賜へる法のまにまに」与えられた文武から聖武への譲位と同じ論拠もとづくものと見るべきで、孝謙への譲位もまた聖武が不改常典に従つて行なつた行為と解して間違いはない。これとは別に、光明天皇太后的言葉として所見するものであるが、「岡宮御宇天皇（草壁皇子）の日繼はがくて絶えなむとす、女子の繼にはあれども、繼がしめむ」（天平宝字六年六月三日）と孝謙の即位が求められたのも、そうしたことと物語る。

孝謙が即位したのは三十二歳であるが、ただ孝謙の場合、不改常典が持ち出されたこれまでの状況に比べると、年齢においてはむろん、聖武の嫡子という点でも全く問題はなく、ことさら不改常典を強調する理由も必要もなかつたのである。不改常典はあくまでもこれを利用するものの立場において変容するものであつたことを、あらためて銘記すべきである。

それにしても不改常典の必要度が低くなつて來たことはたしかであつた。

四 譲位と皇太子制度

(1) 平安期の不改常典

これまで元明天皇即位詔にはじめて現われた不改常典について述

べてきたが、この不改常典は平安期に入ると、桓武・淳和・仁明・文徳・清和・陽成・光孝の各天皇（ないのは平城・嵯峨の二人）、いつてみれば殆んどの天皇の即位詔に登場し、定型化する。奈良期の不改常典が、特定の天皇に関わって出てきたのと異なる点であるが、こうした変化が、当時の王権繼承の在り方と無関係であったとは思えない。そこでこの章では、平安期の不改常典を手がかりに王権の推移を考えてみたい。

次に掲げるは『続日本紀』天応元年四月十五日条にみえる桓武天皇即位の詔のうち、不改常典に關係する部分である。

挂畏現神坐倭根子天皇我皇此天日嗣高座之業乎御宇之天皇乃初賜比定賜部流法隨尔被賜^豆仕奉止仰賜比授賜。

改めて要約するまでもないが、主旨は、私（桓武）の皇位は、天智天皇が定めた法に従つて承わり仕えまつれ、とて光仁天皇から授けられたものである、ということである。ここには元明即位詔に記された「不改常典」の語はみえないが、通説の通り、「不改常典」と同様の使い方がなされたものとみてよいであろう。そして平安期の天皇即位詔にみえる不改常典は、殆んどこれと同文である。桓武の詔が手本とされたものであらうことは間違いない、平安期に入つて不改常典はさらに変容したことを示している。奈良期の不改常典が、事實上は譲位の詔の中でみられたのに対し、この時期になる

と即位の言葉として用いられているのも変化の指標となる。変化といえば平安期の不改常典は、仁明→文徳→清和→光孝→宇多というように、譲位の有無にかかわらず用いられること、また嵯峨→淳和→仁明、陽成→光孝というように、嫡系でないことはもとより、直系でもない皇位繼承においても用いられているのも特徴である。とくに後者の事実が、「不改常典」を嫡系もしくは直系相承に関する法と理解する意見の弱点となっていた。しかしこれまで縷々述べてきたように、原不改常典は天智天皇が全く前例のない形で大友皇子に皇位を授けたという性質上、そのなかから直系相承の論理を汲み取ることも出来たし、皇位繼承に関する一般的な法として拡大解釈することも可能であった。嫡系とか直系の相承法と限定する方が、正確ではなかつたわけである。しかしだからといって、内容が曖昧であったからいかよにも利用出来た、といった類のものではない。天智の詔の内容、つまり大友皇子への皇位繼承という事実そのものは明確であった。

そのように考えれば、一見混乱したようみえる平安期のそれは、不改常典が最大限に拡大適用されたものであり、つまりは形骸化したことによる現象に他ならない。

光仁天皇のあとを受けた桓武天皇は、即位三年後から造都事業に着手し、長岡京ついで平安京に遷都するが、これは新たに天智系皇統の都づくりが最大の課題であったからである。天智系皇統の意識

表1

(六國史・日本紀略・類聚國史による)

皇太子	春宮大夫	(位階)	(就任・所見年月日)		春宮亮	(位階)	(就任・所見年月日)
珂(文武瑞)	路跡見		直弘參	持統一(六九七)二・二八任	巨勢粟持	東宮少属	春宮亮
首					朝妻金作大藏	養老四(七一〇)二二・二二所見	持統一(六九七)二・二八任
安平殿	早良	山桓武部	他戸	阿倍(淳仁)	巨勢奈氏麻呂	天平一一(七三九)四・二二所見	
藤原綱主	紀古佐美	大伴家持	藤原是公	下道真備	天平一三(七四一)七・三所見		
從四下	從四上	正四下	藤原咸下麿	吉備真備	天平一五(七四三)六・三〇任	民部卿	
從四下	從四上	正四下	佐伯毛人	石川年足	天平一九(七四七)三・一任	背奈福信	
延暦一八(七九九)四・一一任	延暦元(七八一)四・一四任	宝龜五(七七四)三・五所見	天平宝字元(七五七)七・九所見	天平一九(七四七)一・四所見	石川年足	正五下	天平一五(七四三)六・三〇任
	延暦元(七八二)五・一七任					正五下	天平一八(七四六)九・二〇任
	延暦四(七八五)一一・二五任						
	部大輔	中衛中將・式	右京大夫	兵部卿	右京大夫		
藤原真夏	葛井道依	參議	左衛士督・式	大伴伯麻呂			
橘鶴田麻呂	藤原葛野麻呂	佐伯久良麻呂	石上家成	大伴伯麻呂			
大伴是成	安倍広津麻呂	紀白麻呂	佐伯久良麻呂	大伴伯麻呂			
從五下	從五上	從五下	佐伯久良麻呂	大伴伯麻呂			
延暦一八(七九九)四・一一任	延暦四(七八五)一一・二五任	天龜二(七七一)正・二三任	天龜二(七七一)正・二三任	天龜二(七七一)正・二三任	天龜二(七七一)正・二三任	天龜二(七七一)正・二三任	天龜二(七七一)正・二三任
	延暦九(七九〇)二任						
	延暦一六(七九七)二・一五任						
	延暦一八(七九九)七・一五任						
	丹波守						
	公卿補任						

貞明 (陽成)	惟仁 (清和)	道康 (文德)	正良 (仁明)	大伴 (源和)	高岳	藤原葛野麻呂 (嵯峨) 賀美野
南淵年名	藤原良相 平高棟	安倍安仁	藤原安世 良峯安世 藤原吉野	藤原冬嗣 多治比今麻呂 藤原三守 良峯安世	藤原葵嗣 從四上	藤原葛野麻呂 秋篠安人 安倍兄雄 巨勢野足
正四下	嘉祥三(八五〇)一一・二五任 齊衡元(八五四)八・二八任	天長一〇(八三〇)二・三〇任	天長五(八二八)所見 天長七(八三〇)五・五任	弘仁二(八一)一・一一任 大同五(八一〇)九・一一任 弘仁九(八一八)	從四上	大同四(八〇九)一・四任
貞觀一一(八六九)二・一任	從三	從四下	從四下	弘仁二(八一)一・一一任 大同五(八一〇)九・一一任 弘仁九(八一八)	從四下	大同四(八〇九)一・四任
				『公卿補任』	兵部大輔・参議	參議・武部卿
藤原門宗	藤原良緒 藤原氏宗 藤原良仁	藤原諸成	藤原貞守	藤原三守 清原夏野 藤原常嗣	小野峯守	藤原冬嗣
從五下	嘉祥三(八五〇)一一・二五任 齊衡元(八五四)八・二八任	承和九(八四二)八・四任	天長一〇(八三〇)二・三〇任	天長七(八三〇)五任 天長八(八三一)六・七任	從五下	大同四(八〇九)一・四任
貞觀一一(八六九)二・一任	從五下	從五下	從五上	從五下	從五下	大同四(八〇九)一・四任
				『公卿補任』	大學頭	『公卿補任』
		權亮				『公卿補任』

表2

皇太子	東宮傳 (位階) (就任・在任年月日)	東宮學士 (位階) (就任・在任年月日)
（文武） 瑠璃	當麻國見 直広壹 持統二(六九七)二・二八任	東宮大傳
（孝謙） 阿倍		東宮大傳
他戸 (積武) 山部	大中臣清麻呂 正三	正五下 天平一三(七四一)七・三任
早良	藤原田麻呂 從三	大納言 下道真備 (吉備)
藤原繼繩 紀古佐美 大伴弟麻呂 安殿 (平城)	天應元(七八一)四・一四任 延曆四(七八五)一一・一二五任 延曆一六(七九七)二・九任 延曆一八(七九九)九・三〇所見	大納言 林稻麻呂 從五下 延曆元(七八二)一一・一四任 從五下 延曆四(七八五)一一・一二五任 廷曆四(七八五)一一・二五任 延曆一〇(七九一)正・二八所 見
高岳 (敏和) 大伴	藤原葛野麻呂 賀美野 正四下	官造東大寺次
藤原絹嗣 (仁明)	從二 弘仁一四(八二三)四・二五任	大同元(八〇六)五・一九任 大同元(八〇六)五・一九任
（公卿補任）	從三 大同四(八〇九)四・一四任	「公卿補任」
滋野貞主	中科善雄 從四上	林沙婆 賀陽豐年
從五下	天長四(八二七)四・一八任	大同元(八〇六)五・一九所見 延曆一六(七九七)一一・九任
（公卿補任）		

貞明 (爾成)	惟仁 (清和)	道康 (文德)	恒貞
源融 藤原氏宗	源信		源常 藤原三守
正三	正三		從三 正三
貞觀一五(八七三)正・一三任	嘉祥三(八五〇)一一・二五任		天長一〇(八三三)三・一一任 承和七(八四〇)八・二三任
橘廣相	大枝晉人 豊階安人	菅原是善 豐階安人	小野筮 春澄善繩 善道真任 小野筮
從五下	從五下	從五下	從四下 從五上
貞觀一(八六九)二・一任	嘉祥三(八五〇)一一・二五任	嘉祥二(八四九)二・二七任	天長一〇(八三三)三・一三任 天長一〇(八三三)三・一三任 承和八(八四一)一・六任 承和九(八四二)八・四任 承和一四(八四七)五・一四任
		大内記	

はこの桓武により強調されたといつてよいが、そうした桓武にとつ

て、天智の定めた「法」は不改常典に従つて即位することは、みずからを権威づける上で恰好のものであつたろう。と同時に桓武はそ

うすることで、天皇としての心構えを天智天皇に求めたのであろう。

そして以後、平安京が都として固定するに従い、以後の天皇は桓武の例にならい、即位の詔のなかに不改常典を引き合いに出すことが慣例化したようだ。もともと桓武のあと、平城・嵯峨天皇の詔には

(2) 皇太子制度の成立

それはともかく、平安期に入りこのよう^にに不改常典が実質的な意味をもたなくなつた要因は何であろうか。私はそのことに王位繼承における新しい装置として皇太子制度が整備されたことと無関係ではないと考^える。

不改常典が所見しないが、これは、鴨長明が『方丈記』のなかで指摘するように、平安京が都として定まつたのが、藥子の変を経た嵯峨天皇の時であったということと無関係ではないだろう。そうした時期を経て、桓武を通して天智につらなるという意識も芽生えたの

あらためて述べるまでもなく、天智天皇以来、皇太子は存在するものの、皇位繼承の在り方、いわば王権は決して安定していたわけではなかつた。立太子されながら、前帝の没後、皇位をめぐつて紛争がたえなかつたのもそのためである。これは当時の皇太子に、皇

表
3

		即位→立太子までの期間(年)	立太子期間
神 武	(即) 神武元(前660) 正・1	41	
綏 靖	(立) 神武42(前619) 正・2		38
	(即) 綏靖元(前581) 正・8	24	
安 寧	(立) 綏靖25(前557) 正・7		8
	(即) 綏靖33(前549) 7・3	11	
懿 德	(立) 安寧11(前538) 正・1		28
	(即) 懿德元(前510) 2・4	21	
孝 昭	(立) 懿德22(前489) 2・12		14
	(即) 孝昭元(前475) 正・9	67	
孝 安	(立) 孝昭68(前408) 正・14		16
	(即) 孝安元(前392) 正・7	5	
孝 靈	(立) 孝安76(前317) 正・5		27
	(即) 孝靈元(前290) 正・12	5	
孝 元	(立) 孝靈36(前255) 正・1		41
	(即) 孝元元(前214) 正・14	1	
開 化	(立) 孝元22(前193) 正・14		35
	(即) 孝元57(前158) 11・12	28	
崇 神	(立) 開化28(前130) 正・5		33
	(即) 崇神元(前97) 正・13	47	
垂 仁	(立) 崇神48(前50) 4・19		21
	(即) 垂仁元(前29) 正・2	37	
景 行	(立) 垂仁37(8) 正・1		63
	(即) 景行元(71) 7・11	50	
成 務	(立) 景行51(121) 8・4		10
	(即) 成務元(131) 正・5	47	
仲 衰	(立) 成務48(178) 3・1		14
	(即) 仲衰元(192) 正・11	11	
応 神	(立) 神功3(203) 正・3		67
	(即) 応神元(270) 正・1	30	
仁 德	(即) 仁徳1(313) 正・3		57
履 中	(立) 仁徳31(343) 正・15		
	(即) 履中元(400) 2・1	1	
反 正	(立) 履中2(401) 正・4		5
	(即) 反正元(406) 正・2		
允 恭	(即) 允恭元(412) 12		
安 康	(即) 允恭42(453) 12・14		
雄 略	(即) 安康3(456) 11・13	22	
清 寧	(立) 雄略22(478) 正・1		2
	(即) 清寧元(480) 正・15		
顯 宗	(即) 顯宗元(485) 正・1		
仁 賢	(立) 清寧3(482) 4・7		6
	(即) 仁賢元(488) 正・5		
武 烈	(立) 仁賢7(494) 正・3	6	
	(即) 仁賢11(498) 12		4

繼 体	(即) 繼體元 (507) 2・4		6	
安 開	(立) 繼體7 (513) 12・8]		18
	(即) 繼體25 (531) 2・7			
宣 化	(即) 乙卯 (535) 12			
欽 明	(即) 宣化4 (539) 12・5]	15	
敏 達	(立) 欽明15 (554) 正・7			18
	(即) 敏達元 (572) 4・3			
用 明	(即) 敏達14 (585) 9・5			
崇 峻	(即) 用明2 (587) 8・2			
推 古	(即) 崇峻5 (592) 12・8			
舒 明	(即) 舒明元 (629) 正・4			
皇 極	(即) 皇極元 (642) 正・15			
孝 德	(即) 大化元 (645) 6・14			
齊 明	(即) 齊明元 (655) 正・3			
天 智	(立) 大化元 (645) 6・14]		
弘 文				
天 武	(立) 天智7 (668) 2・23]		5
	(即) 天武元 (672) 2・27]		
(草壁皇子)	天武10 (681) 2・25]	8	
持 統	(立太子せず)			
	(即) 朱鳥元 (687) 9・9]		
文 武	(立) 持統11 (697) 2・16]	10	
	(即) 文武元 (697) 8・1			0
元 明	(立太子せず)			
	(即) 寿雲4 (707) 7・17]		
元 正	(立太子せず)]	7	
	(即) 和銅8 (715) 9・2			
聖 武	(立) 和銅7 (714) 6			10
(墓王)	(即) 養老8 (724) 2・4]		
	神龜4 (727) 11・2]	3	0
	神龜4 (727) 9 天逝			
孝 謙	(立) 天平10 (738) 正・13			
(道祖王)	(即) 天平感宝元 (749) 7・2]	7	
	天平勝宝8 (756) 5・2			11
	天平宝字元(757) 3・29廢太子			1
淳 仁	(立) 天平宝字元 (757) 4・4			1
	(即) 天平宝字2 (758) 8・1			
称 德	(立太子せず)			
	(即) 天平宝字8 (764) 10・9			
光 仁	(立) 神護景雲4 (770) 8・4			0
(他戸親王)	(即) 神護景雲4 (770) 10・1]		
	宝龜2 (771) 正・23		1	
	宝龜3 (772) 5・27 廢太子			1
桓 武	(立) 宝龜4 (773) 正・2			8
(早良親王)	(即) 天応元 (781) 4・3]	0	
	天応元 (781) 4・4			

平 城	延暦4 (785) 9・28 廃太子 (立) 延暦4 (785) 11・25		4
嵯 峨	(即) 延暦25 (806) 3・17 (立) 大同元 (806) 5・19	0	21
	(即) 大同4 (809) 4・13 大同4 (809) 4・14	0	3
(高麗親王)	弘仁元 (810) 9・13廢太子	0	1
淳 和	(立) 弘仁元 (810) 9・13	0	13
	(即) 弘仁14 (823) 4・16 (立) 弘仁14 (823) 4・18	0	10
仁 明	(即) 天長10 (833) 2・28 天長10 (833) 2・30	0	9
(恒良親王)	承和9 (842) 7・17廢太子		8
文 德	(立) 承和9 (842) 8・4 (即) 嘉祥3 (850) 3・21	0	8
清 和	(立) 嘉祥3 (850) 11・25	0	8
	(即) 天安2 (858) 8・27	11	7
陽 成	(立) 貞觀11 (869) 2・1 (即) 貞觀18 (876) 11・29		7
光 孝	(立太子せず) (即) 元慶8 (884) 2・5	8	
宇 多	(立) 仁和3 (887) 8・26 (即) 仁和3 (887) 8・26	3	0

表4 聖武天皇の近侍者

越智広江	刀利宣令	塙壓古麻呂	土師百村	大宅兼麻呂	樂浪河内	船大魚	山口田主	紀清人	朝來賀須夜	山上憶良	山田御方	日下部老	紀男人	伊部王	佐為王	風流侍從
正六上	従七下	従七下	正七上	従六下	正六下	正六上	正六上	従五下	従五下	従五上	正五上	正五上	正五上	従五下	従五上	
明経第一博士		明法道師範、律令撰定		文章道師範		算道師範	閑史撰集			文章道師範						

位繼承者としての資格が必ずしも保証されていたわけではないからで、むしろ皇太子は天皇の補佐として（場合によつては天皇に代つて）国政に参与する立場であつたと考えられる。中大兄皇子が長く皇太子の地位にあつたのも、それである。こうした皇權の不安定さから生まれたのが、これまでみてきた「天智天皇の詔」—不改常典だつたわけである。してみれば皇位繼承者としての皇太子の立場が制度的に確立された時、「天智の詔」—不改常典は事実上、無用のものとなり、使命を終えたといえよう。

その時期はいつか。

皇太子制における第一の画期は、持統朝における文武の立太子、すなわち不改常典がもち出された時である。

それまでの皇太子は少なくとも数年間は皇太子でいる時期がある

のに対して（九〇頁、表3参照）、珂瑠皇子（のちの文武）は立太子半年後に即位している。これは明らかに次期皇位繼承者の意味をもつ立太子である。八年間皇太子の地位にありながら即位出来なかつた草壁皇子の反省から、持統はこの文武を確實に即位させるため、立太子の半年後に譲位したのであつた。この意味では、皇位繼承者としての皇太子の誕生は、譲位の制と表裏一体の形で実現されたといえる。

ちなみに皇太子の家政機関である東宮坊については、持統十一年（六九七）二月、この珂瑠皇子の立太子とともに職員—東宮大夫・春

富亮や東宮傳が任命されたのが初見であるから、やはり文武立太子を契機に東宮機関が整えられはじめたとみてよい。それが文武朝以降、令に規定されたのである。もつとも半年間でしかなかつたから、こうした機関がどの程度機能したかは疑わしいが、これを機に皇太子は皇位繼承者として変質しはじめたことは確かな事実である。神龟四年（七二七）、聖武の嫡子基王が生後二ヶ月で立太子されているのは、その典型といえよう。

もつとも文武の次に立太子した首皇子の皇太子時代には、坊官としては文献の上には少属と舎人しかみられない。首皇子の場合、皇子期間が十年にも及んでおり、もつと多くの坊官がいてしかるべきものに思えるが、あながち史料上の制約とのみいい切れない面がある。

そのことに関して注目されるのが、藤原武智麻呂が首皇子の東宮傳に任じられていること（『武智麻呂伝』）と、とくに養老五年（七二二）正月、佐為王・山上憶良など十六人の中・下級官人が、退朝の後、東宮（首皇子）に近侍するよう命じられていることである。「退朝之後」の供奉であるから、当然その立場は私的なもので、いわば「近臣」の配属とみてよいが、この十六名の顔ぶれをみると（九二頁、表4参照）、特殊な知識や技能を有する者たちであつて、おそらく當時、各界ですぐれた才能をもつ人物がえらばれ、帝王教育の任に当たられたものと考えられる。こうした人選が、のちの東

宮学士の制につらなることは、いさでもない。ただし、このように人々の任命が首皇子の立太子から七年もたつた時点でなされているところに、当時なお、東宮坊の組織が十分にととのつていなかつたことを思わせる。逆にいえば、未熟であつたからこそこのような独自の人事を行なうことができたわけで、武智麻呂のようなプレーンの配置とともに、皇太子首皇子の東宮坊を特色あるものにした理由であった。

その点からすると、東宮坊・東宮学士がより整備された形でおかれたのは阿倍内親王の時である。しかし周知の通りこの内親王は、孝謙女帝として即位して以後、聖武の遺言によって立太子した道祖王は一年足らずで廢太子、次の大炊王も立太子後一年余で即位したもの、すぐに廢帝、その後重祚した称徳は皇太子を定めないまま崩御する、といったわけで、決して制度的に確立したといえる状況ではなかつた。この間、皇太子の空位の期間も多い。「國乃鎮止方、皇太子平置定天之、心毛安久於多比ニ在」(『続日本紀』天平宝字八年十月十四日条)とされながらも、なお慣例化していかつたことの表われであり、東宮機関も実質的に機能していたとはいえない。それはともかく、こうした意味での皇太子制度の確立は、老齢でありながら立太子した上、二ヶ月後に即位した光仁天皇にはじまり、同じ光仁朝の他戸・山部の時をもつて定まつたといえるよう思う。皇太子制度における第二の画期であり、確立期であった。

そのことを端的に示すのが、これまでの立太子は、天皇の即位後、少なくとも数年後に行われるのが普通であつたが、表3にみるようにな、これ以後は天皇即位儀礼の一環として、ほぼ同時期に行われるようになり、あわせて坊官・東宮学士の任命も行われたことである。また光仁以後、皇太子の空位の状態も殆んどなくなる。そして立太子の詔に「隨法(法のまにまに)」という表記(『続日本紀』宝龜二年正月二十三日、天応元年四月四日条など)がなされるようになる。これは不改常典の趣旨が、制度化された立太子のそれへと引きつがれると理解することも可能であろう。しかしこのような皇太子制度の整備、すなわち皇位繼承制度の確立は、それと引き換えに皇太子のもつていた執政権をも吸収し、皇太子はたんに次期皇位繼承者として存在するだけとなる。そうであることが、もつとも安定的な皇位繼承の姿であつたからであり、皇太子制度の論理的帰結であつた。不改常典を論じてきた本稿も、それが譲位や皇太子制度に吸収されたことを確認したところで、終える時期にきたようだ。

繰り返すことになるが、不改常典は虚構ではなく実在したものであつた。したがつて不改常典そのものは消滅したのではない。消滅したのはそれを利用する政治的要件・状況の方である。元明・元正天皇のような、王権繼承の方便として立てられた女帝の時代が終つたのも、同様の意味からである。

ただし不改常典に関連して是非述べておかねばならないのは、こ

これが最高度に用いられたのが文武から聖武への皇位継承の場面であり、そこで嫡系相承の論理が強調されたことは確かであるが、そのことからわが国の皇位継承は、この時期から嫡系相承の方式をとるようになつたとみるのは決して正しい認識ではないということである。げんに平安時代においても嫡系相承はおろか、直系相承すら行われていないことがあり、むしろ無原則といつてよいかも知れない。広い意味で皇胤であることはいうまでもないが、必ずしも血脉の論理がとられてはいないのである。譲位と皇太子制度は、皇位継承を安定化はしたが、受け皿の形成は血脉の論理をむしろ希薄にする方向で作用したというのが私の理解である。

ともあれ皇太子制度の確立、譲位の慣例化は、不改常典を必要とした年齢の制約から即位を自由にした。平安時代に入り、年少の幼年天皇が出現はじめるのが、そのことを如実に物語っている。そして天皇の即位年齢の低下は、天皇のもつ権威と権力の低下と両者の分化をもたらした。ミウチ関係をテコに、その権力の部分を掌握するのが摂関家であり、長い雌伏ののち、天皇家の家父長として登場する上皇（院）であつたことはいうまでもない。

してみると不改常典は、日本の王権＝天皇（削）における権威と権力の分化、換言すれば執政から不執政へ移行する間に機能した王権継承の法であつたということになろう。

注

(1) 丸谷才一『後鳥羽院』（『日本詩人選』、筑摩書房、一九七三年）。

(2) 網野善彦『異形の王権』（平凡社、一九八六年）。

(3) 不改常典論については田村円澄「『不改常典』について」（『飛鳥佛教史研究』一九六九年）、水野柳太郎「『不改常典』をめぐる試論——大王と天皇——」（『日本史研究』150・151合併号、一九七五年）、武田佐和子「『不改常典』について」（『日本歴史』309、一九七四年）などが先行学説をくわしく整理している。

(4) 管見では長山泰孝「不改常典の再検討」（『日本歴史』46、一九八五年）が、不改常典を元明即位の根柢とみない、わずかの論考であろう。

(5) 岸俊男「光明立後の史的意義」（『日本古代政治史研究』一九六六年）。

(6) 北山茂夫「壬申の乱の若干の追記」（『日本古代政治史の研究』一九五九年）。

(7) 長山泰孝、前掲論文。

(8) 濑浪貞子「武智麻呂政権の成立——内臣、房前論の再検討——」（『古代文化』37—10、一九八五年）。

(9) 武田・長山、前掲論文。

(10) 伊野部重一郎「『不改常典』小考」（『続日本紀研究』19、一九七七年）。

(11) この十六名については瀧浪貞子「奈良時代の上皇と『後院』」（『史窓』39、一九八二年）が具体的に分析している。